

令和2年度

# 消費者行政の概要

成田市経済部商工課

## 目 次

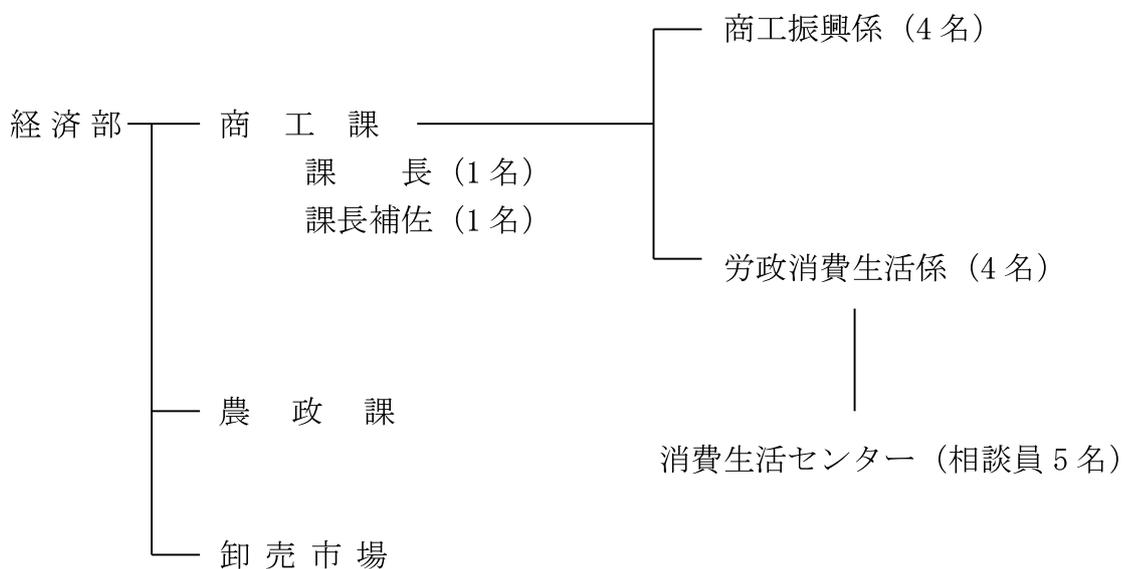
<b>1. 組織及び事務分掌</b>	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
<b>2. 決算</b>	2
<b>3. 消費生活センター</b>	3~10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3~8
3) 啓発事業	9~10
<b>4. 消費生活モニター</b>	11~13
1) モニター制度	11
2) 令和2年度消費生活モニター活動状況	11~12
3) 令和2年度消費生活モニター名簿	13
<b>5. 消費生活啓発事業</b>	14~15
1) 消費生活展	14
2) 消費生活パネル展	14
3) 出前講座	15
4) 親子で学ぶ消費者講座	15
5) 消費者講座(一般向け)	15
<b>6. 計量適正化推進事業</b>	16~17
特定計量器定期検査(令和2年度実績)	16~17
<b>7. 製品安全4法等による立入検査</b>	18

### 参考資料

- ・情報紙「消費生活」No.133~No.136
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」令和2年4月1日号~令和3年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置要綱
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

# 1. 組織及び事務分掌

## 1) 機構図



(令和3年3月31日現在)

## 2) 事務分掌 (消費生活関係)

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全4法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

## 2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費	説 明
報 酬	7,808	消費生活相談員 消費生活モニター
職員手当等	920	消費生活相談員
報 償 費	775	講師謝礼
旅 費	734	消費生活相談員 一般旅費，特別旅費
需 用 費	755	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	14	通信運搬費 手数料，保険料
委 託 料	0	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び 賃借料	0	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	9	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	11,015	

### 3. 消費生活センター

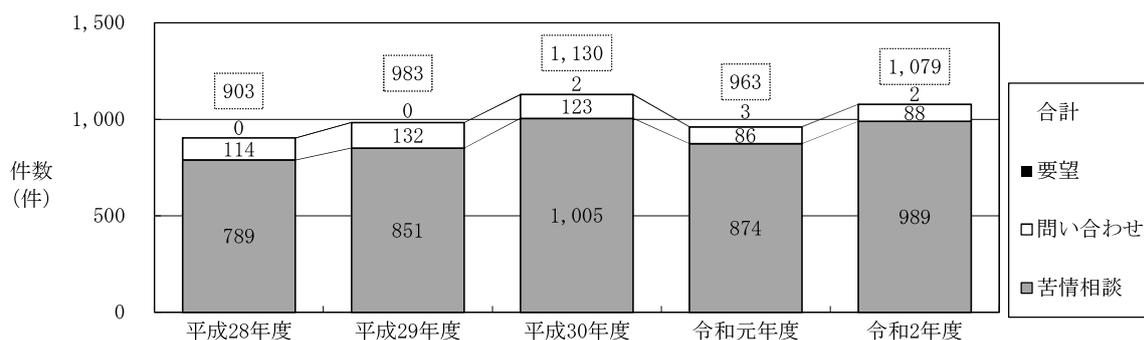
～消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

#### 1) 概要

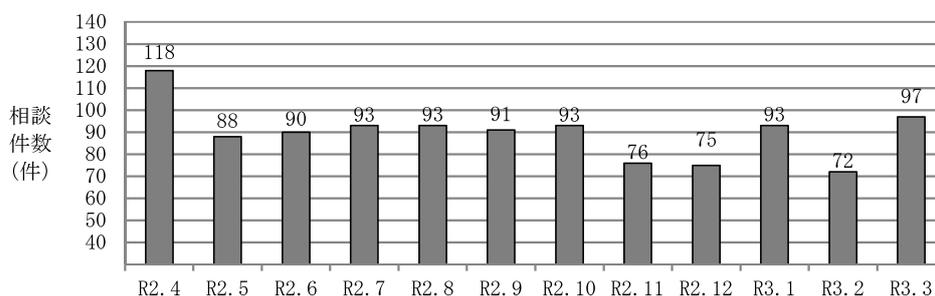
- ア. 名 称 成田市消費生活センター
- イ. 所 在 成田市花崎町 760 番地 成田市役所 2 階
- ウ. 設置年月日 昭和 61 年 7 月 1 日
- エ. 相談受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分  
(ただし、祝祭日・年末年始を除く)
- オ. 配置人数 5 名
- カ. 相談体制 原則毎日 3 名体制
- キ. 相談員の資格 消費生活相談員
- ク. 電話番号等 TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

#### 2) 消費生活相談事業

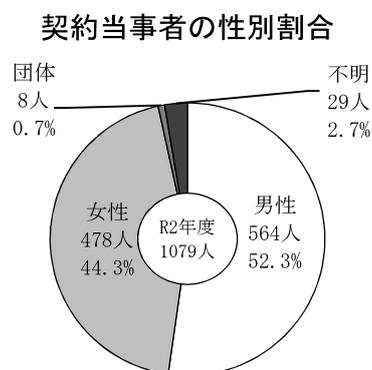
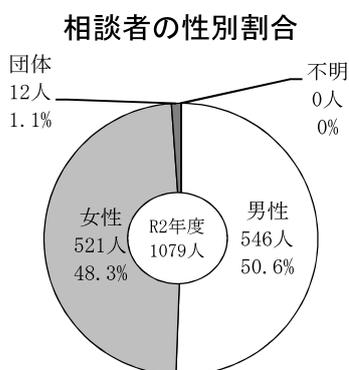
##### ア. 年度別相談受付件数推移



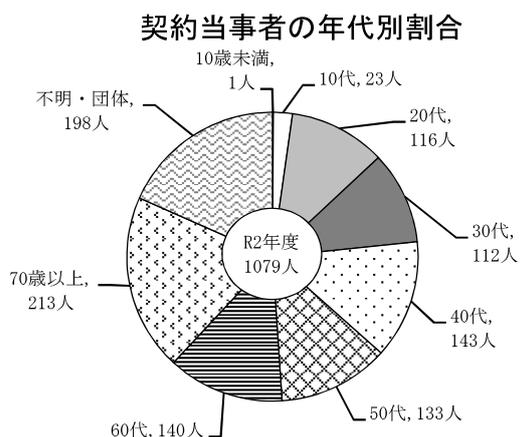
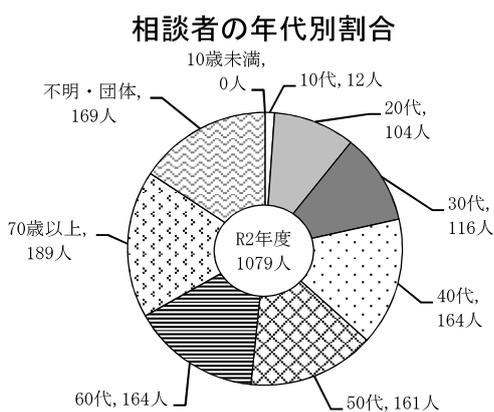
##### イ. 令和2年度月別相談件数



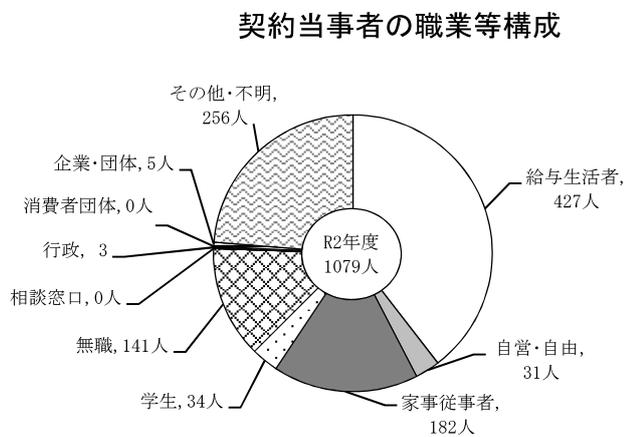
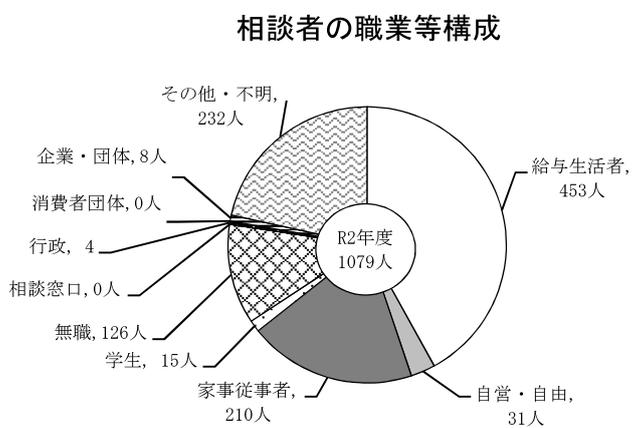
ウ. 令和2年度相談者・契約者の属性  
【性別割合】



【年代別割合】



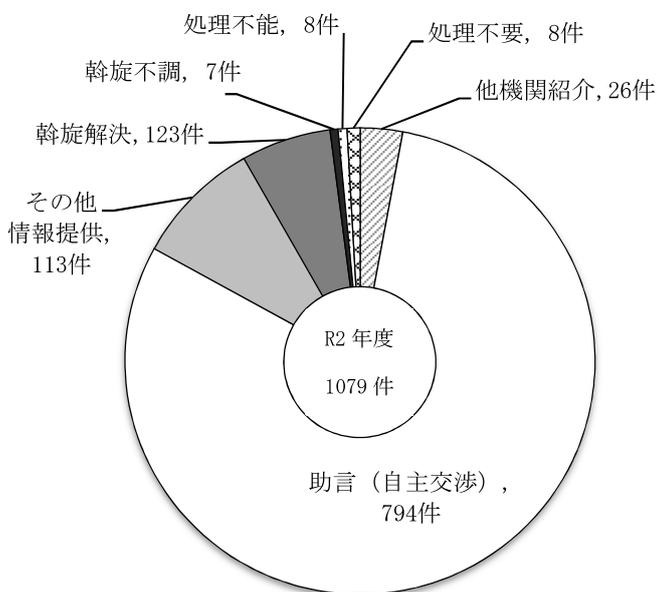
【職業等構成】



エ. 令和2年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問い合わせ		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10歳未満	男	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10代	男	8	14	0	1	0	0	8	15
	女	4	7	0	0	0	0	4	7
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
20代	男	43	49	2	5	0	0	45	54
	女	59	62	0	0	0	0	59	62
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
30代	男	50	49	2	4	0	0	52	53
	女	61	56	3	2	0	0	64	58
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
40代	男	75	69	3	2	1	1	79	72
	女	84	70	1	1	0	0	85	71
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50代	男	74	64	4	4	0	0	78	68
	女	77	62	6	3	0	0	83	65
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
60代	男	75	68	14	13	0	0	89	81
	女	72	58	3	1	0	0	75	59
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
70歳以上	男	93	110	7	6	0	0	100	116
	女	82	86	7	9	0	0	89	95
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
不明	男	73	84	21	19	1	1	95	104
	女	53	53	9	8	0	0	62	61
	不明	0	19	0	6	0	0	0	25
団 体		6	4	6	4	0	0	12	8
合 計		989	989	88	88	2	2	1079	1079

### オ. 処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言（自主交渉）：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

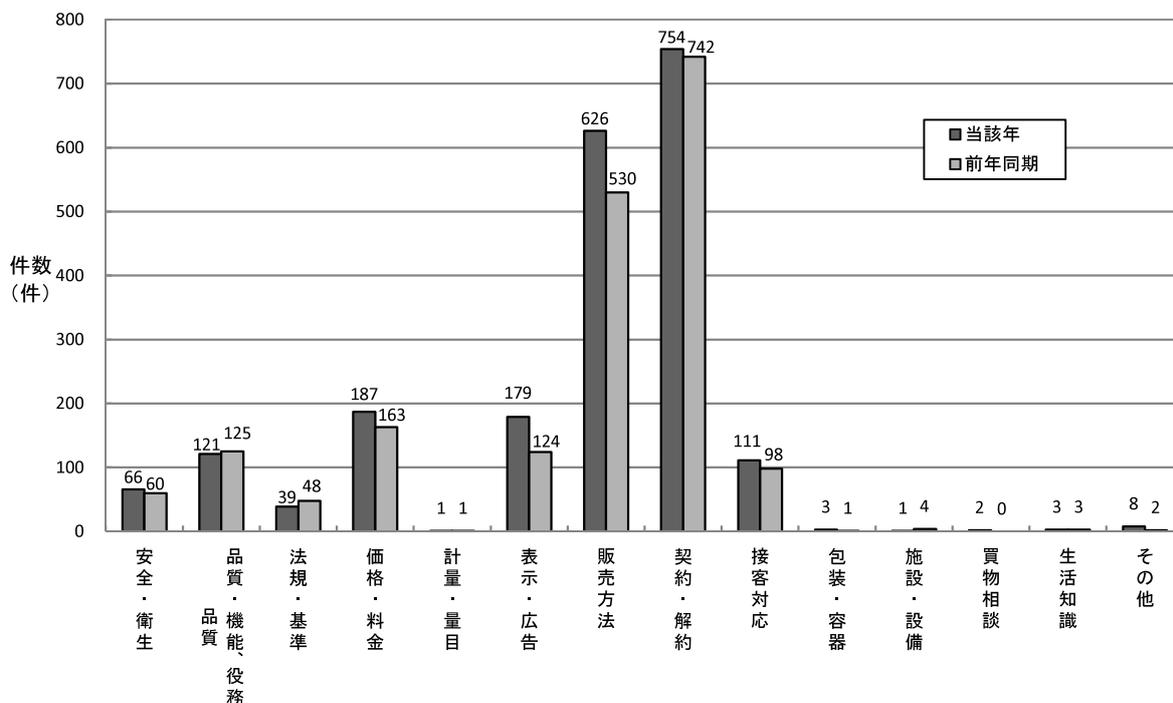
斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった等）。

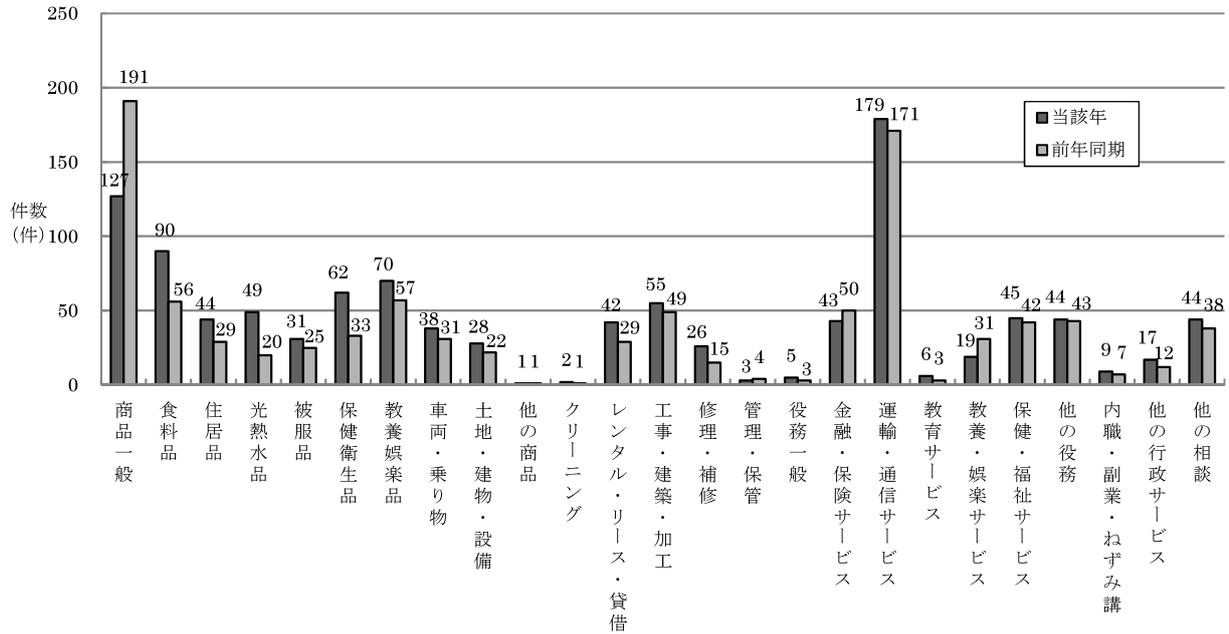
処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

### カ. 相談内容別件数推移



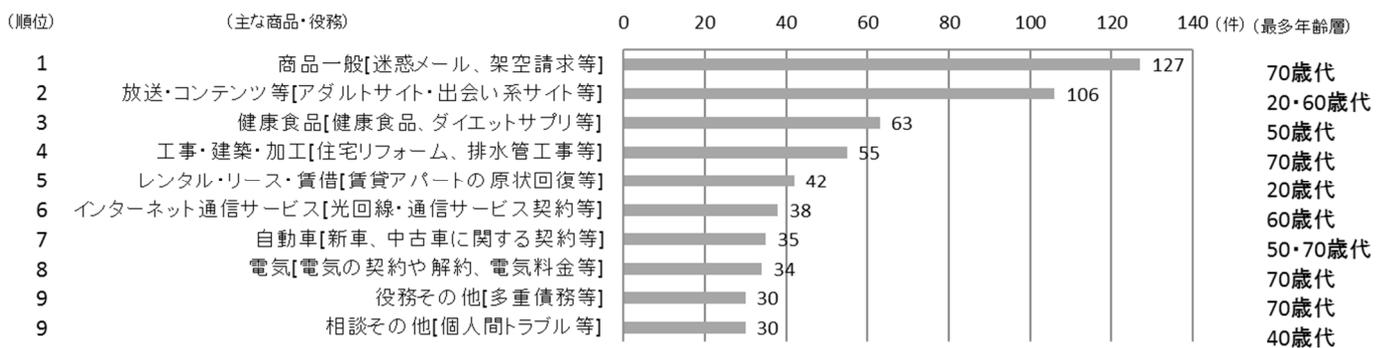
\* 相談内容別件数は、重複したものをすべてを集計したものです。

キ. 商品・役務分類別件数推移



\* 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

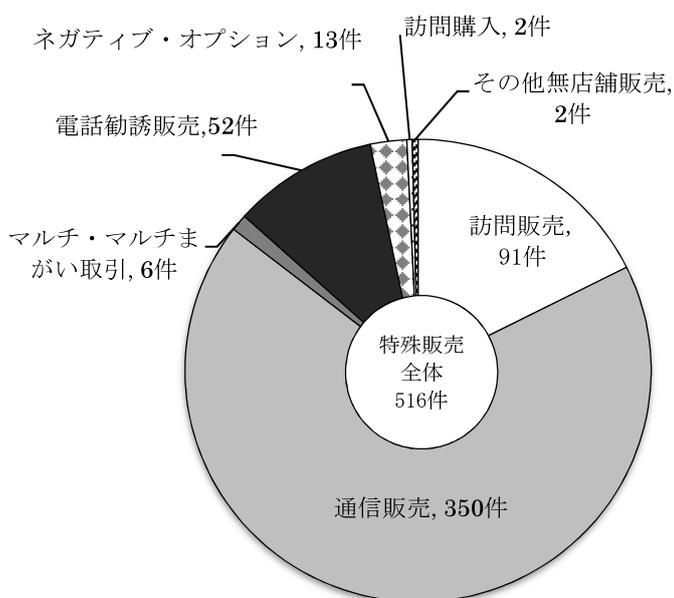
ク. 商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位10位）



ケ. 特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態(特殊販売)別の相談件数は516件で、全相談件数の47.82%を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

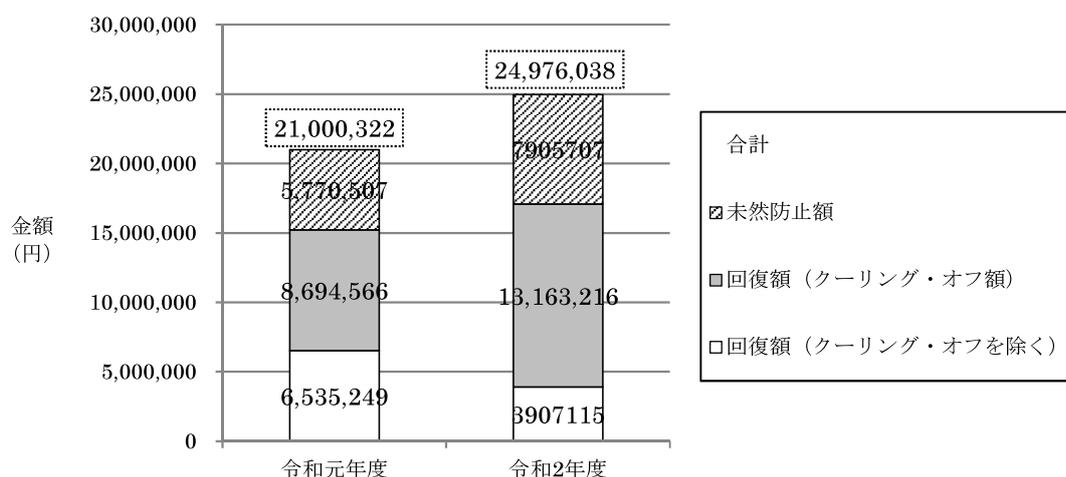
電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品を業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ. 内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

### 3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	情報紙「消費生活」年4回	4,300部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識	1,000部
	「こんなときどうする？消費のギモンQ&A」 (一般向け啓発用小冊子)	200部
	「こんなとき成年後見人制度を利用しましょう」 (一般向け啓発用小冊子)	200部
	「STOP 悪質な便乗商法と詐欺」 (一般向け啓発用小冊子)	200部
	「覚えておきたいクーリング・オフ」 (一般向け啓発用小冊子)	100部
	「社会のために みんなのために みんなでかしこい消費者になろう！」 (一般向け啓発用小冊子)	100部
	その他各種啓発資料	
ウ. 図書・DVDの貸出	暮らしに役立つさまざまな本やDVDの貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル(悪質商法全般等)の展示をしています。	
オ. 広報紙への掲載	「広報なりた」各月1日号において『消費生活Q&A』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。	

掲載年月日	タイトル（内容）
R2. 4. 1	携帯電話料金の滞納に注意
5. 1	太陽光発電 固定価格での買い取り期間が満了
6. 1	新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意
7. 1	身に覚えのない商品の送り付けに注意
8. 1	「サクラサイト商法」に注意
9. 1	災害に便乗した悪質商法に注意
10. 1	気付いていますか？香り付きの柔軟剤による香害
11. 1	大手通販サイトをかたるフィッシング詐欺に注意
12. 1	暗号資産（仮想通貨）に関する投資話に注意
R3. 1. 1	コインパーキングの料金表示に注意
2. 1	賃貸住宅の原状回復費用に注意
3. 1	新社会人を狙った訪問販売に注意

## 4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

### 1) モニター制度

- ア. 職務 市などが行うアンケート調査に協力すること。  
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。  
情報を提供すること。  
各種研修会等に参加すること。
- イ. 定数 一般公募による者 12人以内  
市長の推薦による者 8人以内
- ウ. 委嘱期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- エ. 報酬 一人あたり 月額4,000円

### 2) 令和2年度消費生活モニター活動状況

年月日	内容	備考
R2.4.16(木)	委嘱状交付式 第1回モニター会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
5.26(火)	第2回モニター会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
6.29(月)	第3回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明 年間予定について ・講義「消費生活センターについて、 身近に潜んだ消費者トラブルについて」 講師：成田市消費生活センター 勝又相談員	中央公民館
7.30(木)	第4回モニター会議 ・意見交換「身の周りの消費者トラブルについて」 ・講義「契約とクーリング・オフについて」 講師：成田市消費生活センター 岡田相談員	大会議室

8.12(水)	<p>第5回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活啓発標語について</li> <li>・講義「住まいの安心・安全講座 ～災害に強いまちづくりのために～」</li> </ul> <p>講師：成田市建築住宅課</p>	大会議室
9.18(金)	<p>第6回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「電磁波（電磁界）の健康被害について」</li> </ul> <p>講師：（一財）電気安全環境研究所電磁界 情報センター 所長 大久保 千代次 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「SDGsについて」</li> </ul> <p>講師：（公社）日本消費生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会 佐藤 孝逸 氏</p>	中央公民館
10.14(水)	<p>第7回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「悪質商法について」</li> </ul> <p>講師：成田市消費生活センター 関根相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「公的年金と個人年金」</li> </ul> <p>講師：生命保険文化センター 山口 良司 氏</p>	第二応接室
11.24(火)	<p>第8回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換「消費生活パネル展について」</li> <li>・消費生活パネル展での啓発物の作成について</li> </ul>	中会議室
12.22(火)	<p>第9回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活啓発物作成</li> </ul>	第二応接室
R3.1.12(火)	<p>第10回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活啓発物作成</li> </ul>	中会議室
2.6(火)～4(木) 2.8(月)～12(金)	消費生活パネル展	赤坂ふれあい センター・市役 所市民ロビー
3.22(月)	<p>第12回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換（1年間を振り返って）</li> </ul> <p>解嘱式</p>	第二応接室

### 3) 令和2年度消費生活モニター名簿

地区名	氏名	備考
公津地区	浅野 隆雄	
	大倉 隆志	
	上岡 富雄	
	柴田 進	
	杉本 竹正	なりた環境ネットワーク代表
	雲雀 義雄	
豊住地区	大野 芳美	
ニュータウン地区	栄口 吉次	
	木部 真由美	
	熊谷 晃	
	篠田 敏道	
	玉井 止水子	放置自動車廃物判定委員会委員
	根本 隆司	
	春田 好俊	
	布施 宏治	座長・商業振興計画策定会議委員
	布施 正美	副座長・商業振興計画策定会議委員
	藤野 眞里子	書記・公設地方卸売市場運営審議会委員
	淵田 和子	公設地方卸売市場運営審議会委員
	吉川 光子	

## 5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

### 1) 消費生活展

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### ・過去の開催状況

回	年度	テーマ	期 間	会 場
42	H26	広げよう 消費者の輪 ～安全で安心な暮らしのために～	H27. 2. 21～22	ユアエルム 成田店
43	H27	主役はあなた！～目指せ、暮らしのリーダー～	H28. 2. 20～21	ユアエルム 成田店
44	H28	みんなの強みを活かして暮らそう！ 安全・安心な社会	H29. 1. 21～22	ユアエルム 成田店
45	H29	できることからはじめよう！ 私たちの未来のために	H30. 1. 20～21	ユアエルム 成田店
46	H30	みんなで考えよう！豊かな暮らしの築き方	H31. 1. 19～20	ユアエルム 成田店
47	R1	みんなで築こう！～豊かな消費社会を目指して～	R1. 8. 24～25	ユアエルム 成田店

### 2) 消費生活パネル展

消費生活展中止に伴い、代わりに消費生活パネル展を開催。

- ・日 時 令和3年2月2日（火）～2月4日（木）  
令和3年2月8日（月）～2月12日（金）（2月11日（祝）を除く）  
各日午前10時～午後3時
- ・会 場 赤坂ふれあいセンター / 成田市役所1階市民ロビー
- ・主 催 成田市
- ・参加団体 成田市消費生活センター / 成田市消費生活モニター / (独)製品評価技術基盤機構製品安全センター / 東京ガス(株)千葉支社 / (一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい成田地域センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / (公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会 / 千葉県計量検定所 / 成田市環境部環境計画課 / 成田市環境部クリーン推進課 / 成田市消防本部予防課

### 3 ) 出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加 人数
R2.7.31(金) 9:30~10:45	成田市役所 402 会議室	成田市地域包括支援セ ンター連絡会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	9

### 4 ) 親子で学ぶ消費者講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 5 ) 消費者講座 (一般向け)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

### 特定計量器定期検査（令和2年度実績）

#### ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査日程	検査場所	検査戸数	検査個数		不合格数		免除個数 はかり
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	
7/13	成田市農業協同組合 経済センター	17	49	44	2	0	1
7/14	大栄公民館	19	38	0	1	0	0
7/15	下総支所	14	28	9	0	0	3
7/16	三里塚コミュニティ センター	24	62	53	2	0	10
7/17	公設卸売市場	49	90	31	1	0	6
7/20	保健福祉館	36	80	17	3	0	13
7/21	成田市役所	34	77	16	1	0	3
7/22	成田市役所	21	31	25	0	0	1
小計		214	455	195	10	0	37
合計		214	650		10		37

イ. 所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8月14日	1	1	0	0	0
8月20日	3	17	0	2	0
8月24日	3	60	0	3	0
8月26日	3	73	0	1	0
8月27日	2	104	14	3	0
8月31日	5	8	17	0	0
9月28日	1	11	0	1	0
9月29日	1	1	0	0	0
9月30日	4	22	10	0	0
10月2日	1	2	0	0	0
11月12日	1	1	0	0	0
2月19日	1	3	0	0	0
小計	26	303	41	10	0
合計	26		344		10

ウ. 計量士巡回検査

(計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査)

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 (大型はかり・大型店を除く)	35	97
うち新規申込分	0	0

## 7. 製品安全 4 法等による立入検査

例年、消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施していましたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い中止しました。

## 参 考 资 料

# 消費生活

No. 133  
令和2年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆「消費生活センター」について
- ◆コロナウイルスの相談について
- ◆成田市消費生活センターにおける令和元年度の相談概要

## 消費生活センターについて

### Q1. 消費生活センターってどういう所?

消費生活センターは、消費者安全法により、都道府県・市町村への設置が規定されており、住民サービスとして地方公共団体が実施しています。消費者のための助言、斡旋業務(事業者との解決に向けた交渉のお手伝い)、情報提供などを行う、消費者の自立支援のための機関です。

### Q2. どんな相談を受けてくれるの?

詐欺的サイトでの通信販売や悪質な勧誘などの消費生活に関するトラブルの被害にあった消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、解決に向けて一緒に考え、解決のお手伝いをします。また、事業者と消費者間の問題であればトラブルになっていない場合でも、契約する前にわからないことや不安なこと等も相談ができます。被害内容によっては法律相談や福祉関連等の専門の相談機関の窓口を紹介しています。

### Q3. 他にはどんなことをしているの?

成田市消費生活センターでは、相談員による相談業務だけでなく、消費生活に関するポスターやパンフレットの配布、情報紙「消費生活」の発行、消費者の希望により行うグループや団体等へ出向いての講座(なりた知っ得出前講座)等を通して、市民の方への啓発活動も行っています。出前講座は、なるべくみなさまのご希望に沿った内容で開催したいと考えておりますので、お気軽にご相談ください。



来庁による相談の様様



小学生向けの出前講座の様様

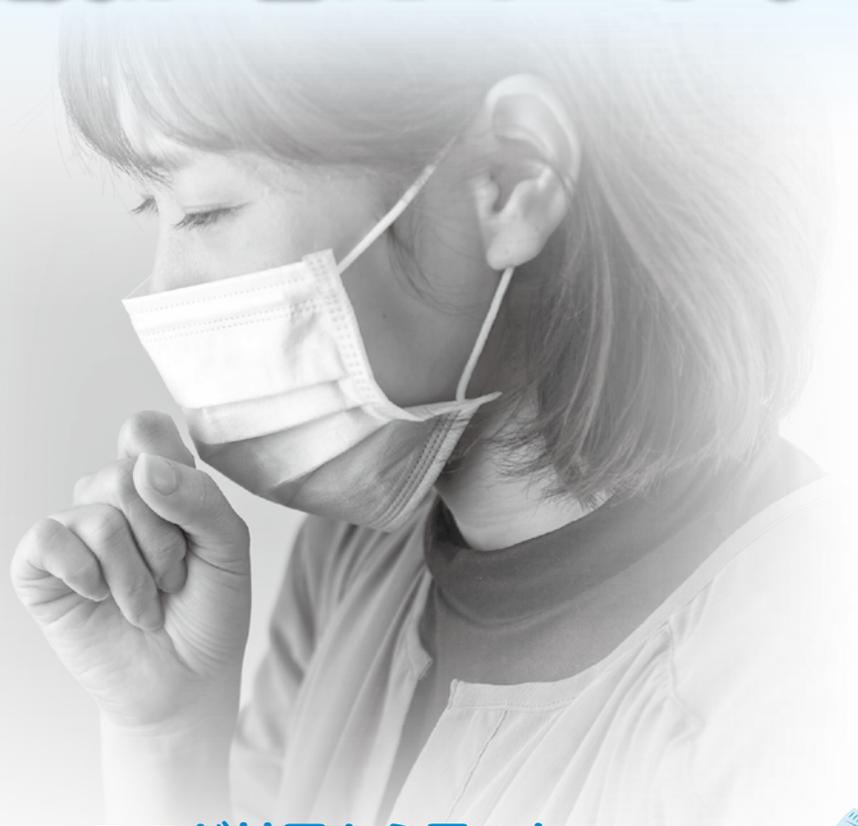
## ◆令和2年度の消費生活モニターが決まりました!!

消費生活モニターは、消費者と行政のパイプ役として、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしています。

### モニター委嘱者(50音・敬称略)

浅野 隆雄(宗吾)	上岡 富雄(宗吾)	柴田 進(宗吾)	春田 好俊(中台)	布施 正美(玉造)
栄口 吉次(中台)	木部 真由美(玉造)	杉本 竹正(飯田町)	雲雀 義雄(公津の杜)	湊田 和子(玉造)
大倉 隆志(公津の杜)	熊谷 晃(橋賀台)	玉井止水子(玉造)	藤野真里子(中台)	吉川 光子(中台)
大野 芳美(安西)	篠田 敏道(中台)	根本 隆司(橋賀台)	布施 宏治(玉造)	以上19名

# 「新型コロナウイルス」に 関係した相談が増えています!



## 事例 1

Q. 頼んだ覚えのないマスクが外国から届いた。  
思わず受け取って箱を開けてしまったけれど、  
代金を請求されたら支払う必要はあるの?



### ～消費生活センターからのアドバイス～

一方的に送り付けられただけでは、代金の支払いも返送の必要もありません。

「受取拒否」にしなくても商品を受け取った日から14日間経過した時、または引き取り請求してから7日間経過した場合は「特定商取引に関する法律」に基づき、自由に処分できます。ただし、期間経過前に商品(今回の事例ではマスク)を使用したり、消費したりした場合は、購入を承諾したものとみなされて代金を支払わなくてはならないので注意してください。また、代引きで送ってくる事業者もいるので、宅配の代引き受け取りの際には家族と事前に連絡し合って被害をなくすようにしましょう。

## 事例 2

Q. 先日、自宅に作業着を着た男が来訪し、「この地区の住人に声掛けをしている。新型コロナウイルスで排水管が汚染されているので、すぐに洗浄したほうが良い。今なら格安で洗浄する。」と言われたが必要あるのだろうか。



## ～消費生活センターからのアドバイス～

訪問での勧誘だけではなく、投込みチラシでも似たような勧誘を行う事業者が見られます。また、市の職員や市から要請を受けた委託業者を装って契約を促すケースも多いようです。新型コロナウイルスという脅威に付け入り正常な判断をさせないまま契約に持ち込む事業者もいるので、冷静になって説明をすべて真に受けないようにしましょう。また、格安だからと勧誘されても実際に工事をする関係ないような場所まで工事をすることになり、結果的に高額な費用の請求になってしまうといった消費者トラブルもあるため注意が必要です。不急の工事であれば有耶無耶に受け流すのではなく、きっぱりと断りましょう。

## 事例 3

Q. 市役所職員を名乗る男から「給付金の申請に必要なので銀行口座番号、パスワードを教えるように」という電話があった。怪しくて電話を切ったけれど、教えた方が良かったの？



## ～消費生活センターからのアドバイス～

新型コロナウイルスに便乗し、電話をかけてクレジットカードの番号等の個人情報を聞き出されたという被害が相次いでいます。また、給付金に限らず、高齢者宅に「安否確認のため」、「マスク配給のため家族構成を調査している」と称して連絡をしてくるといったケースもあるので注意してください。給付金に関して、国や市区町村は個人に連絡をして個人情報を聞き出したり、手数料を振り込むよう求めたりすることはありません。怪しいと思ったら、家族や警察、消費生活センターにご相談ください。

## 成田市消費生活センターにおける令和元年度の相談概要

令和元年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は963件で、平成30年度(1,130件)に比べ167件減少しました。相談内容で一番多かったのは「商品一般」に関する相談でした。このジャンルは架空の請求をハガキやメールで送ってくる事例が該当します。件数は全体で191件、平成30年度(366件)に比べ175件減少しています。二番目に多かった相談は「放送・コンテンツ等」による相談です。アダルトサイトのワンクリック請求がこの項目に該当しますが、他にも「絶対に儲かる」「1日〇〇万円稼げる」と勧誘をされて情報商材の契約をし、高価な料金を支払ったが全く儲からなかったというケースの相談も多くありました。

また、令和元年度は台風15号から始まり、台風19号、10月25日の大雨と、成田市の各地でも災害による被害が発生し、その災害に便乗した様々な悪質商法が多数発生しました。一番目立った事例では「近所で修理工事をしているという訪問業者に屋根が壊れていると言われ、工事してもらったら多額の費用を請求された」「保険が適用になるからと事業者の説明されて契約したのに適用除外になって負担金が高額になった」等の工事に関する相談で、相談件数の中でも3番目に多い結果となっていました。

令和元年度の救済金額の合計は約2,100万円(未然防止27%、回復73%※)でした。平成30年度(約2,165万円)より約65万円減少しました。

消費者の持つ情報量や情勢の不安につけ込み、悪質な契約を持ち掛ける悪質事業者は騙しのプロです。トラブルの被害に遭った消費者の中には「不安を煽られてつい契約してしまった」「ニュースで知っている事例だったのに、契約して初めて気付いた」等の話も挙がっています。その場での契約を迫る勧誘をされたり情報を聞き出されそうになったりしても、独断で判断はせず、家族や知人、消費生活センターに相談しましょう。

※相談することで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフや斡旋交渉によって返金されたものを回復としています。

順位	おもな商品・役務	0	50	100	150	200	最多年齢層
1	架空請求・迷惑メールなど(商品一般)					191件	60・70歳代
2	インターネット通販・解約に関する相談など(放送・コンテンツ等)			94件			60歳代
3	工事業者の信用性に関する相談・台風被害による契約に関する相談(工事・建築・加工)		49件				70歳代
4	インターネット通販、ダイエットサプリなど(健康食品)		41件				40歳代
4	光回線の電話勧誘・解約に関する相談など(インターネット通信サービス)		41件				70歳代
6	多重債務などの相談(役務その他)		34件				70歳代
7	修理費用、中古車販売契約など(自動車)		29件				60歳代
7	賃貸アパート・駐車場の契約、解約に関する相談など(レンタル・リース・賃貸)		29件				40歳代
9	心身障がい者・詐欺など(相談その他)		26件				50歳代
10	料金・解約に関する相談(移動通信サービス)		22件				50歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161 ●

# 消費生活

No. 134

令和2年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆「消費生活モニター」の活動内容について
- ◆マイナンバーカードを活用した  
マイナポイント事業の紹介について

## 「消費生活モニター」の活動内容について

成田市消費生活モニターは、消費者の代表であると同時に、消費者と行政との間のパイプ役です。モニターの役割は、月1回の会議で習得した知識・情報を、日常の活動を通じて広く市民の皆さまに伝えていただくとともに、自身や皆さまの消費生活に関する意見や情報等を市に伝えていただくことです。



消費生活モニター会議の様様(ソーシャルディスタンスに配慮して開催しています)

# マイナンバーカードを活用した消費

## 1. マイナポイント事業とは

マイナポイントを付与する新たな消費生活の活性化策「マイナポイント事業」が9月より実施されています。

マイナポイント事業は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。 [参照サイト https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)

### マイナポイント事業概要



## 2. マイナポイントとは

マイナポイントは、キャッシュレス決済サービス(決済サービス)を提供するキャッシュレス決済事業者(決済事業者)を通じて付与します。付与を受けるにあたっては、マイキープラットフォーム上で普段利用している決済サービスを1つ選択(マイナポイントの申込み)すると、当該決済サービスの利用(チャージまたは購入)時に、お買い物等に利用できるポイント等が付与されます。マイナポイントは、これらキャッシュレス決済事業者が付与するポイント等の総称です。チャージまたは買い物をした金額の25%、1人あたり上限として5,000円分のマイナポイントが付与され、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしていつもの買い物で使えます。この際、マイナンバーカードの提示は必要ありません。利用できる期間は、令和3年3月31日までとなっています。

### マイナンバーカードって何?

マイナンバーカードは、みなさまそれぞれがお持ちのマイナンバー(個人番号)を記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面にお使いいただけるICカードです。マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現や行政手続の簡素化によるみなさま方の負担軽減、行政の効率化のため、平成29年度から始まった制度です。

マイナンバーカードは、身分証明書として役立つほかに、住民票などのコンビニ交付やe-Taxなど、各種行政サービスにご利用いただけます。

もちろん、今回ご紹介した「マイナポイント」を活用するためにも必要です。発行の手続きなどは、市民課(0476-20-1525)へお尋ねください。

個人番号カード(見本)



(表)



(裏)

# 生活活性化策が始まります!

マイナポイントに  
乗じた詐欺に  
ご注意ください!

## 3. マイナポイントの申込みができるキャッシュレス決済サービスとは

幅広いキャッシュレス決済サービスが使えます。

### (1) ICカード(電子マネー)及びプリペイドカード決済:70サービス

WAON Bibica nanaco suica PASMO 楽天Edy Lacuca CoGCa 等

### (2) QRコード決済:17サービス

d払い りそなWallet ゆうちよPay FamiPay PayPay LINEPay メルペイ 等

### (3) クレジットカード:24サービス

auPAYカード dカード イオンカード 楽天カード オリコカード エポスカード 等

キャッシュレス決済サービスの登録状況については下記のサイト(マイナポイント)で紹介しています。

[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/payment\\_service/#register-cashless](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/payment_service/#register-cashless)

## 4. 利用手順

マイナンバーカードを取得する必要があります。申請から交付まで通常1か月を要することがありますので心得ておきましょう。

**ステップ1:** マイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードを取得します

**ステップ2:** マイナポイントを予約します

**ステップ3:** キャッシュレス決済サービスを選び、チャージまたは買い物をする

**ステップ4:** マイナポイントが付与される

### (1) マイナンバーカードの申請方法

以下の4つの方法で申請できます。



#### ① スマートフォン

スマホで顔写真を撮影し、スマホで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトでメールアドレスを登録し、申請用専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する



#### ② パソコン

カメラで顔写真を撮影し、申請用WEBサイトでメールアドレスを登録し、申請用専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する



#### ③ 郵便

交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送する



#### ④ 証明用写真機

タッチパネルから、個人番号カード申請を選択し、撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざし、画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信する

### (2) マイナポイントの予約・申込方法

マイナポイントの予約・申込に必要なものは、マイナンバーカード、数字4桁のパスワード(マイナンバーカードの申請時or受取時にご自身で設定した数字4桁)、キャッシュレス決済サービスのID/セキュリティコードです。



より具体的なマイナンバーカードの取得方法、マイナポイントの予約・申込方法については、下記のサイトで紹介しています。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

## 5. マイナポイントに乗じた詐欺に注意

**総務省や市区町村の職員、その関係者等が以下を行うことは絶対にありません!**

- マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報などを伺うこと
- 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること
- 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めること

怪しいな?と思ったら、遠慮なくご相談ください。不審な電話などを受けたらこちらへ。

- 警察相談専用電話 #9110 又は最寄りの警察署
- 消費者ホットライン (局番なしの3桁) 188(いやや)
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178(音声ガイダンスに従って「5番」を選択)

また、マイナポイントの予約・申込をする際には、以下について注意願います。

① 予約・申込手続の支援は、以下のマイナポイント手続スポットでお受けください。

[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve\\_search/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/)

- 予約・申込手続の支援を受けたが、手数料を要求されてしまった!
  - 勝手に別人の決済サービスに私のマイナポイントを申込みされてしまった!
  - ウイルスソフトにより、決済サービスIDなどの情報を記録・取得されてしまった!
- ② マイナンバーカードの置き忘れやパスワードの管理に注意!
- マイナンバーカードを置き忘れてしまった!落としてしまった!
  - パスワード(暗証番号)を書いた紙を落としてしまった!



## 6. マイナポイント全般の相談について

以下で相談に応じています。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> <b>マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)</b><br>フリーダイヤル0120-95-0178<br>(ダイヤル後、5番を選択)<br>受付時間 平日:午前9時30分~午後8時<br>土日祝:午前9時30分~午後5時30分 | <input type="checkbox"/> <b>マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱いに関する相談</b><br>個人情報保護委員会マイナンバー苦情あっせん相談窓口<br>電話 03-6457-9585<br>受付時間 平日:午前9時30分~午後5時30分<br>(土日祝日及び年末年始を除く) |
|--|---|

### こんなメールにご注意!

マイナンバーに関連する詐欺の一例にこんなものがあります。

マイナンバーカードはもちろん、不審なメールを受け取ってしまったら、リンク先にアクセスしたり、添付ファイルを開いたりしないよう、ご注意ください。

(不審なメールの一例)

タイトル「マイナンバー:更新手続きについて」

内 容【お知らせ】更新手続きについて

マイナンバー制度の更新が必要となっております。

下 記【地方公共団体情報システム機構(J-LIS)】ページよりご確認の上、更新申請を行われてください。

**消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。**

相談日時/月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

● **成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161** ●

# 消費生活

No. **135**  
令和3年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



## ◆急増する副業や投資の消費者トラブル

お知らせ

令和2年度成田市消費生活パネル展を開催します  
令和3年度の成田市消費生活モニターを募集します

## 令和2年度 成田市消費生活パネル展を開催します

毎年、開催しておりました成田市消費生活展については、暮らしに役立つ情報を紹介するほか、さまざまな消費生活に関するクイズに答えるスタンプラリーを通じて、来場された方に楽しく役立つ情報を学んでいただくなどの取組を行ってまいりました。

今年度の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スタンプラリーは行わず、パネルの展示による開催をいたしますので、感染症対策を講じたうえで、来場ください。

第一部  
(3日間)

令和3年2月2日(火)～2月4日(木)  
午前10時から午後3時まで

赤坂ふれあいセンター 中央ホール  
(成田市赤坂2-1-14  
ボンベルタ成田店アネックス館B棟2階)

第二部  
(4日間)

令和3年2月8日(月)～2月12日(金)  
(2月11日(木)を除く)  
午前10時から午後3時まで

成田市役所1階市民ロビー  
(成田市花崎町760)

パネル展の様子は2月2日(火)から  
ホームページでも公開します。  
<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page153800.html>



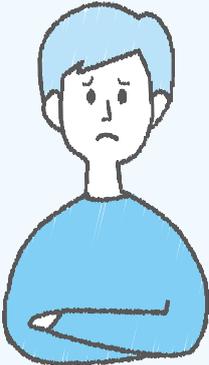
※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、パネル展開催を見合わせる場合もあります。

# あなたは大丈夫?

## 急増する副業や投資の消費者トラブル

昨年、コロナウイルス感染拡大の影響により各事業者の営業自粛となり、多くの人々が収入難となってしまいました。そんな状況の悪化に付け込んで、インターネット上の広告や知人から『簡単に稼げる副業を紹介している』『月に〇十万円は確実』と副業や投資をしないかと勧誘を受けて契約したのに一向に稼げない。逆に大金をだまし取られてしまったというトラブル事例が急増しています。どの事例も複雑化して解決が大変困難であるものばかりです。このようなトラブルに巻き込まれないように事例を踏まえ、注意すべき点を押さえて、トラブルの回避が出来るようにしましょう。

### パターン① インターネット広告に惹かれて…



新型コロナウイルス感染拡大の影響により仕事が激減し、今までの収入が見込めず困っていた。その時、SNSで『クリック一つで稼げる副業を紹介!』との広告が目にとまり説明を受けると、内容は「単純な質問に答えるだけでその度に一万円が贈呈されて月換算で数十万の収益になる」というものだった。契約金は130万円程だったが、「すぐにもとが取れる」と説得されて支払った。しかし広告通りに稼げず、業者も音信不通になってしまった。詐欺だと思うので返金してもらいたい。

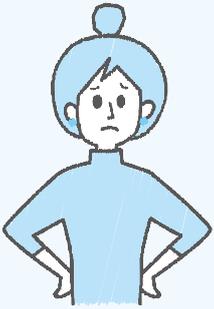


最近、ニュース番組のコラムでも取り上げられるようになった副業ですが、「インターネットで副業を探し、簡単に高額を稼げるという広告にひかれて契約したが勧誘と異なり、全く稼げない」等の苦情がここ数か月の間で急増しています。高額な請求であっても「手厚いサポートがあるから」「一か月で数十万円稼げるからすぐにもとが取れる」等と巧みな勧誘文句で誘導され、契約してしまう消費者が多いようです。今回の事例の場合では「質問に答えるだけ」という内容ですが、中には「一日一通のメールを送るだけ」「指定の動画を見るだけで」というケースも見られます。

解約・返金を求めても、業者が音信不通になったり拒否されたり返金は難しいことが多いようです。事業者の説明を安易に信用せず、怪しいと思った場合はすぐに家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。

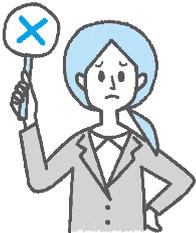
## パターン②

## 「悩みを聞くだけでお金が稼げる」?



先日、SNSで「相談に乗るだけでお金が稼げる」という広告を見かけ、興味を持ち提示された出会い系のようなサイトに会員登録した。すぐに相談したいという者から連絡があり、数回のやり取りで相談に乗った後、「それでは礼金を支払いたいのので個人情報の開示が出来る機能に登録して欲しい」と言われた。登録には課金が必要だと説明を受けて指示された料金を支払い、他にも登録のための課金、回線のための課金、データ認証のための課金と言われるがまま、サイトに支払い続けたが一向に礼金が支払われることはなかった。騙されたと思うので返金してもらいたい。

パターン①のように自分でインターネット検索して見つけた副業の他にも、SNSや動画サイトの広告やCMで上記のような宣伝をたまたま見て興味を持ち、出会い系サイトのような場所に誘導されて会員登録してしまった。相談に乗ったが一向にお金が受けとれず、逆に受けとるために必要と言われて、いろいろな名目で支払い続け、受け取るはずが、逆に高額を支払いをする結果になったという相談があります。



「久しぶり!メールアドレス変えました!」「来月の予定まだ決まらない?早くしないともう間に合わないよ!」というような間違いメールを装ったメールについて返信してしまったら話が弾み、いつの間にか出会い系サイトへ誘導されていた。

覚えのない名前の相手から、こんなメールが届いた経験はありませんか?これもサクラサイト被害への入口です。『サクラサイト』とは、サイト業者に雇われたサクラ(=仕込み客)が今回の事例のような「悩みを抱える人」の他、芸能人や社長、弁護士等になりすまし、消費者の様々な気持ちを利用してサイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させて支払いを続けさせるサイトのことを言います。支払いを続けることで話が違ふと思い相手に問いかけると、その度に「登録が終わったら〇〇万振り込むから大丈夫」「ここまで自分も手数料を同じように振り込んでいるのに勝手に止めてしまうのか」というように言われてしまい、怪しいと思いながらも再び支払い続けてしまうと言ったケースが多いようです。

簡単に大金が得られることはあり得ません。紹介される仕事がどのようなシステムで稼げるのか、契約に関する規約はどのようになっているのか等を事前に確認し、少しでもわからない部分や不明点があれば、質問し、明確な回答を得て納得してから契約しましょう。

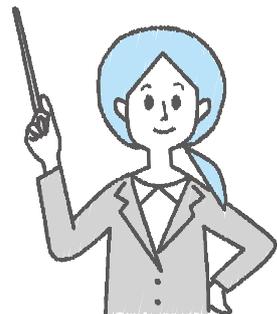
## 他にはこんなパターンも…

「サポート体制が整っている」「儲からなければ返金も保証」と説明を受けて副業サイトに登録、契約したのにサポートはなく、返金もしてくれない。

最初は2万円弱の契約金だったのに、サポート費、手続き費用、より稼げる新コースの契約費等次々に請求されて、総額50万円以上支払うことになった。

## “簡単に儲かる”ことはあり得ない!

コロナ禍に陥る以前から全国の消費生活センターには副業や投資に関する相談が年々増えていましたが、特にここ数か月、今回挙げた事例のようなトラブルの増加が目立つようになってきました。このようなサイトに一度料金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなったり、解約に応じるものの様々な理由を付けて返金に応じてもらえなかったりと支払金額を取り戻すのは非常に困難です。



## 契約する前に、以下の点を押さえておきましょう。

### 「それって本当に儲かるの?」

広告に書かれている内容の根拠は何か、書かれた内容の裏に何か不都合な部分はないか、日ごろから情報の真偽をしっかりと吟味するようにしましょう。

### 「そんなに高い契約金を支払っても大丈夫?」

「すぐに元が取れるから問題ない」「儲からなければ返金保証がある」、そう説明を受けても守られない事例が多発しています。初めは少額な契約であっても、もっと稼げるコース等の新契約等を次々と迫られて高額な請求になるケースも多く見受けられます。安易に信用し、甘い言葉をうのみにしないように注意してください。

経緯や状況によっては契約の取り消しやクーリング・オフが適用になる可能性があります。少しでも不安に思った場合は早めに消費生活センターにご相談ください。

## 令和3年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回)を行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、学んだ知識や情報を広く啓発していただきます。

**募集人数** 20名以内(選考あり)

**申込期限** 2月26日(金)

**申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に**直接提出してください**。  
申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ  
(<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>)  
または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。



講義の様子

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161 ●

# 消費生活

# No. 136

令和3年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆家にいる時間が増え「お試し」  
定期購入のトラブルが増えています。

お知らせ

令和2年度成田市消費生活パネル展を開催しました。

## 令和2年度成田市消費生活パネル展を開催しました。

今年度の消費生活展の開催については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、赤坂ふれあいセンター(2月2日(火)～2月4日(木))成田市役所1階市民ロビー(2月8日(月)～2月12日(金)(2月11日(木)を除く))にて「消費生活パネル展」を開催いたしました。

合計16の消費者団体等に協力いただき、消費者トラブル、環境、電気、ガスなどの啓発物の展示やチラシの配架を行い、啓発を行いました。



## 家にいる時間が増え

# 「お試し」定期購入の落とし穴

1回限りのお試し購入だと思い、定期購入が条件であることを消費者が

### 例1 お試しだけのつもりで注文したが定期購入が条件だった。



動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。最近、初回の商品と同じ商品が届き、商品代金約6,500円の請求書が同封されていた。驚いて事業者にお問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。500円のお試しのみだと思って注文しており、注文時の最終画面にも定期購入が条件だとは記載されていなかった。こんなに高額になるなら注文しなかった。

### 例2 2回目に数か月分の商品が一度に届いた。



動画投稿サイトに出ていた広告を見て、お試し300円のダイエットサプリを注文した。商品は届いたが、後日頼んだ覚えがないのに2回目の商品発送を知らせるメールが届いた。

4か月分20袋がまとめて発送され、商品代金は約4万円であった。お試しの商品を注文しただけで、定期購入が条件であることや支払うことになる総額を販売サイトで見た覚えはない。事業者に解約を申し出たが、「2回目まで購入しなければ解約できない」と言われた。このような高額な支払いはできない。

### 例3 カウントダウンに焦って注文したら実際には定期購入が条件だった。



スマートフォンでお試しのダイエットサプリメントの販売サイトを見た。カウントダウンが表示され、「今なら100円で提供する」とあったので、焦って思わず注文してしまった。商品が届いた後、特に事業者には依頼しなかったため契約は終わったものと思っていたが、後日約7,000円分のサプリメントが届き、同封されていた書面には最初の商品から5回目までは解約できない定期購入であることが書かれていた。事業者にお問い合わせても「解約できない」と言われた。

# トラブルが増えています。



が認識しないまま商品を注文し、トラブルになるケースが増えています。

## 例4 いつでも解約可能の定期購入を解約しようとしたが、解約の申請期間外だと断られた。



定期購入が条件だが、いつでも解約できると記載のあった美容液をネット注文した。数日後初回の商品が届き、コンビニで商品代金約4,000円を支払った。2回目以降の価格は約12,000円だった。2回目を解約しようと思い事業者に電話すると、「解約は次回発送予定日の7日前までに連絡が必要。次回の発送は2日後なので今は解約できない」と言われた。販売サイトを確認すると「変更は次回お届け予定日の7日前までにご連絡ください」と記載されていたが、小さく気付かなかった。2回目以降を解約したい。

## 例5 いつでも解約できるはずが、事業者に電話が繋がらず解約できない。



ネットで検索して見つけた化粧クリームを注文した。初回は約2,000円、2回目からは約4,000円で、いつでも解約できるとのことだった。初回の商品が届き使ってみたがこれ以上は必要ないと思い、事業者に解約を申し出るために電話をかけた。しかし、何度かけても回線が込み合っていて繋がらない。解約は、次回商品発送の10日前までに電話で申し出なければいけないとなっているが、電話が繋がらないうちに時間が経ってしまう。どうしたらよいか。

## 例6 体調不良を理由に解約を申し出たが、医師の診断書を求められた。



初回お試し価格500円というダイエットサプリメントの広告を見て、試してみようと思い注文した。届いた商品を飲んだところ、腹痛になり、飲み続けられなかった。その後同じ商品が届き、定期購入であることがわかったが、申込時には気づかなかった。事業者に体調を理由に解約を申し出たところ、「初回を含めて4回の購入が条件なので、途中解約はできない。医師の診断書を提出すれば、解約を検討する」と言われた。飲まないものをあと3回購入するのは納得できない。

## アドバイス1 定期購入が条件となっていないか、支払う総額はいくらか、などの契約内容をしっかり確認し、契約内容を記録しましょう。

定期購入の場合、広告上にその条件・契約期間・金額などを表示し、申し込みの最終段階の画面上にも定期購入の主な契約内容のすべてを表示するよう特定商取引法で決められています。

しかし、その表示がわかりにくい場合や、特典が強調されていることが多いと、消費者は条件に気づかないまま注文することがあります。

特にSNS上の広告や、動画広告をきっかけに販売サイトに至るケースの場合、これらはアフィリエイト広告であることが多く、広告からのリンクで販売サイトにつながります。商品の注文は販売サイト上で行いますが、きっかけとなるSNS上の広告や、動画広告では商品の効果や低価格が強調されているため、消費者は定期購入が条件であることを十分に認識しないまま商品を注文することになります。しかし事業者は、アフィリエイト広告の内容については把握できないと主張し、事業者サイトには記載があることで、消費者が定期購入だとは知らなかったと言っても認めてくれないことが多いようです。

記載がない場合は、それを理由に事業者と交渉することができますので、広告や注文最終確認画面を記録(スクリーンショット・プリントアウトなど)しておくことが重要です。



## アドバイス2 解約・返品できるか、その場合の条件など解約条件をしっかり確認しましょう

通信販売にはクーリング・オフ制度がありませんが、その代わりに返品・解約の決まりについて記載することになっています。商品によって体調不良になっても、解約するには医師の診断書が必要と書かれている場合も多く、記載があれば、消費者はその決まりに従うことになりますので、契約する前には、必ず確認するようにしましょう。



## アドバイス3 事業者に連絡した記録を残しましょう

事業者への解約電話が繋がらない場合、連絡した証拠として、電話・メール・FAX等の記録を残しておきましょう。

## アドバイス4 口コミチェックは契約前にしましょう

トラブルになった後で、ネットの口コミを検索したら同様の被害が多いと書かれていた、と申し出る消費者も多いですが、そのことを理由に事業者と解約交渉することは難しいので、注文する前に口コミをチェックする習慣をつけましょう。

商品によって体調を崩した場合は、すぐに使用を中止し、状態が改善しない場合は速やかに医師の診断を受けましょう。不安な時、トラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161 ●

広報なりた令和2年4月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 携帯電話料金の滞納に注意

**Q** 銀行に住宅ローンの借入れを申請したら審査が通りませんでした。信用情報機関であるCICに確認したところ、分割払いにしていた携帯電話の端末代金を過去に数カ月間にわたって滞納していたことが原因だと分かりました。支払いはすでに済んでおり滞納した額も少額なのですが、ローンの借入れはできないのでしょうか。

**A** 携帯電話の端末代金を分割払いにした場合、一定期間滞納してしまうと少額であってもCICに記録が残ります。情報は銀行や消費者金融などが加盟する全国銀行個人信用情報センター(KSC)や日本信用情報機構(JICC)でも共有され、滞納していた料金の支払いが終わっていても5年間は、車や住宅のローンなどの借入れ、クレジットカードの発行ができないことがあります。携帯電話料金を口座振替にしている場合には

残高を確認して、支払いが遅れることがないように注意しましょう。

また、料金を滞納し続けると、債権回収委託先である弁護士事務所や債権回収会社から請求が来ることがあります。請求を受けたら放置せずに、すぐに携帯電話会社に確認しましょう。詐欺が疑われるなど、自分で判断できない場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和2年5月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 太陽光発電 固定価格での買い取り期間が満了

**Q** わが家では、平成21年11月に始まった住宅用太陽光発電の「固定価格買取制度」を利用して、自宅で発電した電気の余剰分を電気事業者に売っています。先日、契約している事業者から、固定価格での買い取り期間が満了する旨の通知が届きました。今後、余った電気はどうすればよいのでしょうか。

**A** 住宅用太陽光発電の「固定価格買取制度」を受けられる期間は10年と決められています。適用を受けている場合、



満了の期日が近づくと契約している事業者から通知が届きます。

期間満了後は、自宅で発電した電気を電気自動車や蓄電池、エコキュートなどと組み合わせて自家消費を増やすか、電気事業者と新たな買い取り金額で契約を結ぶかを選択することになります。両方の内容をよく比較・検討してメリットのある活用方法を選びましょう。

各事業者の買い取りメニューは、電力以外のサービスがセットになっている場合がありますので、現在契約している業者を含めて複数の事業者を検討し、自分に合ったものを選ぶことが大切です。売電できる事業者については、資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の期間満了に関する情報サイト「どうする？ソーラー」([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after))で地域別に検索できます。

買い取り期間満了に伴い、契約変更や売電に関する勧誘が予想されます。内容がよく分からなかったり、不安に思ったりした場合は消費生活センター(☎23-1161)に相談してください。また、経済産業省を名乗る不審な電話が増えています。電力の買い取りに関して省庁から連絡することはありませんので、注意してください。

※くわしくは消費生活センターへ。

広報なりた令和2年6月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺に注意

**Q** 市役所の職員を名乗る人から「新型コロナウイルス感染症対策として助成金を配っている。75歳以上の人に3万3,000円が支給されるので、振込先の口座番号と口座名を教えてください」と電話がありました。手元に口座情報がないので分からないと答えて教えませんでした。どうしたらよかったですでしょうか。

**A** 新型コロナウイルス感染症対策に便乗し、市役所などの公的機関になりすまして個人情報などを詐取しようとする電話が相次いでいます。公的機関が口座番号を直接聞き出すような指示をすることはありません。電話やメールなどで「助成金を振り込むので振込先を教えてください」と連絡があった場合は詐欺の可能性があるので注意しましょう。

#### インターネット上でも注意を

今回の事例のほかにも、マスクの品薄が続いている状況に便乗して「マスクを購入できる」という書き込みや広告がSNSなどで確認されています。記載されているリンク先へアクセスす

ると通販サイトに誘導され、注文ページで個人情報やクレジットカード番号などを入力すると、その情報を不正に取得される可能性があります。

書き込みや広告の内容をうのみにせず、通販サイトに記載されている住所や電話番号の表示、注文手続きに不審な点はないかを慎重に確認しましょう。

今後も新たな手口で行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、早めに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和2年7月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 身に覚えのない商品の 送り付けに注意

**Q** 箱に入った商品が宅配便で自宅に届きました。箱を開けてみると、中には除菌剤3本と請求書が入っており、請求書には代金をコンビニか郵便局で支払うように書かれていました。自分で注文した覚えがなかったので家族に確認しましたが、誰も心当たりがないようです。この商品はどうすればよいのでしょうか。

**A** 商品を一度受け取った後でも、注文した覚えのない商品だった場合は売買契約が成立していませんので、代金を支払う必要はありません。また、事業者の連絡先が書いてあっても連絡する必要はありません。

特定商取引法により、商品を受け取った日から14日が経過したら商品を自由に処分することができます。その後は事業者の指示に応じる必要はありません。ただし、商品には保管義務が発生しますので、14日間は使用せず保管しておきましょう。

なお、配送業者に受け取り拒否をすれば商品を事業者に戻してもらえるので、明らかに注文した覚えがない商品が届いたときは引き取りを依頼しましょう。

#### 身に覚えのない商品が届いたら

受け取った後はいったん落ち着いて、次の順番で対応しましょう。

- ①家族に商品の心当たりがないか確認する
- ②心当たりがない場合は、商品を使用せず14日間保管する
- ③14日が経過したら、商品を処分する

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン(188番)に相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## 「サクラサイト商法」に注意

**Q** 先日、SNSで「悩みがある人の相談に乗るだけでお金が稼げる」といった広告を見かけたので、記載されていたサイトにアクセスし会員登録をしました。その後、相談したいという人から連絡があり、数回のやり取りを通して相談に乗ると「礼金として80万円を支払いたいのので、連絡先を交換するために別のサイトに会員登録してほしい」と言われました。登録には課金が必要でしたが、礼金がもらえれば問題ないと思って料金を支払い登録すると、その後も手続きのために必要な機能があるとわれ、何度も課金を指示されました。結局、支払いに20万円を使ってしまいましたが一向に礼金は支払われません。これまで支払ってきたお金は返金されないのでしょうか。

**A** 今回の事例のような「悩みを抱える人」のほか、芸能人、社長などになりすまし、消費者を誘導する役割を持った人をサクラ(仕込み客)といいます。サクラサイトとは、サクラを雇って消費者に有料サービスを利用させ、料金の支払いを続けさせるためのサイトです。このようなサイトに一度料金を支払ってしまうと、取り戻すことは非常に困難となるため注意が必要です。

サイトに誘導するきっかけとしては以下のようなものがあります。

○SNSでの広告・書き込み・なりすましアカウントからのメッ

セージ

- 自身のメールアドレス宛てに直接届く広告メール
- 内職や副業、懸賞、占いなどのサイトに登録した後に届くメール

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で副業を始めようとする人が多くなったことから、このような消費者トラブルに遭ってしまう人が増えています。「簡単にもうかる」などの甘い言葉をうのみにしないように注意してください。サイトを利用しようと思ってもすぐには申し込まず、まずは家族や友人、消費生活センターなどに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## 災害に便乗した悪質商法に注意

**Q** 台風が多発する時期になりました。台風や大雨などの自然災害に便乗した悪質商法があると聞きましたが、どのような事例があるのでしょうか。

**A** 昨年は県内に複数の台風が上陸し、各地に甚大な被害を及ぼしました。このような大規模災害で被災した住宅などに業者が訪れ、不当な修理工事の案内や不審な勧誘などを打ちかけるトラブルが発生しています。

事例としては以下のようなものがあります。

- 壊れた家屋の修理工事を火災保険の保険金の額で行うと言われ契約したが、保険金が支払われなかった
- 床上浸水した床の除菌が必要だと言われ契約したが、不当に高い金額を要求された

台風や大雨などにより家屋に被害が生じた場合、一般的には火災保険の対象となりますが、被害状況によっては保険金が支払われない場合があります。保険金が支払われなかったからといって解約しようとする、高額な解約金を請求されることもありますので、修理を検討する際は、保険適用の対象となるのかを契約先の保険会社や代理店に必ず確認しましょう。

また「今すぐ直さないと大変な事になる」などと急かされても

その場で契約せず、複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフ(無条件解約)ができます。クーリングオフ期間が過ぎてしまっても取り消しできる場合がありますので、早めに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和2年10月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 気付いていますか？ 香り付きの柔軟剤による香害

**Q** マンションの隣人が洗濯物に香り付きの柔軟剤を使用していて、そのにおいが原因で頭痛やめまい、吐き気が起こります。窓を閉めても換気扇などからにおいが入ってくるのでとても困っています。どう対応すればよいでしょうか。

**A** 衣類の風合いを柔らかく保ち、静電気を防止する効果がある柔軟剤。海外製の香りの強い柔軟剤がブームになったのをきっかけに、芳香性を意識した商品が増えました。一方で、そのにおいによって周りの人を不快にさせたり、香料に含まれている化学物質が原因で体調を崩すきっかけをつくったりしてしまう「香害」が問題になっています。

まずは、ほかの住民に「自分にとって快適なおいが、知らないうちに他人に影響を与えているかもしれない」という認識をもってもらう必要があります。マンションの管理会社や自治会などに相談し、ポスターや回覧板で注意喚起をするなど、声

を上げることが大切です。注意喚起用のポスターが健康増進課（保健福祉館内）にありますので利用してください。

また、香害による健康被害が出た場合は、速やかに医師の診断と適切な治療を受けるようにしましょう。

#### 香り付きの柔軟剤を使用している皆さんへ

国民生活センターのテストでは、商品に表示されている適正量の2倍の量を使用しても、化学物質が増えるのみで、においの強さはあまり変わらないという結果が出ています。また、使用量が多いとタオルなどの吸水性が低下するという報告もあります。適正量を守り、周囲への配慮を心掛けてください。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



広報なりた令和2年11月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 大手通販サイトをかたるフィッシング詐欺に注意

**Q** 大手通販サイトの名前でメールが届き、開いてみると「セキュリティ強化を実施していますが、あなたのアカウントを更新できませんでした。今すぐ下記のURLからログインしてください。24時間以内にログインされない場合は遺憾ながらアカウントをロックさせていただくことを警告いたします」という内容でした。不審だと思いますが、どうしたらよいでしょうか。



**A** 実在する企業などになりすまし、偽物のホームページに誘導するメールをフィッシングメールといいます。相手の指示通りにログインしてしまうと、クレジットカード番号や住所、氏名などの個人情報を入手され、大きなトラブルに発展する恐れがあります。不審なメールが届いても、記載されているURLからアクセスしたり、添付ファイルを開いたりせず、すぐに削除してください。

また、今回の事例以外にも「商品や有料コンテンツの代金が未納である」「クレジットカードの有効期限が切れている」「利用規約に違反している」などの内容で送られてくることがありますので注意しましょう。

#### 不審なメールが届いたら

フィッシングメールの中には、本物に似せて巧妙に作られたものもあります。下記の項目を確認して被害に遭わないようにしましょう。

- 送信先のメールアドレスは正しいか
- メールに記載されたURLは正しいか
- 宛名に自分の名前が入っているか
- 文面の言葉遣いがおかしくないか

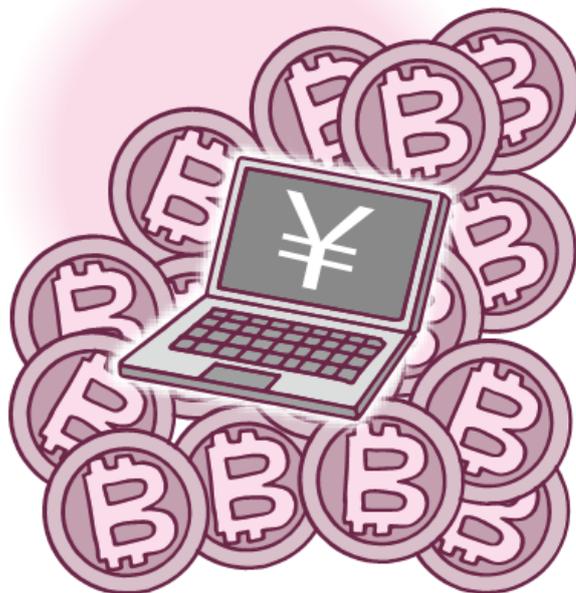
※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

## 暗号資産(仮想通貨)に関する投資話に注意

**Q** 友人から仮想通貨でもうける投資のセミナーを紹介されたので参加しました。セミナーでは主催者から50万円の自動売買ソフトの購入が必要であると言われ、不審に思いましたが「ほかの友人を紹介すれば紹介料がもらえ、すぐに取り戻せる」という話があったので、その場でソフトを購入しました。運用方法は後から教えてもらう事になっていましたが、その後主催者から連絡がありません。どうしたらよいのでしょうか。

**A** 身近な人間関係を利用して販売組織を広げる取引を連鎖販売取引(マルチ商法)といいます。マルチ商法は、法律で定められた契約書(法定書面)を受け取った日から20日以内であればクーリングオフができます。今回の事例のように契約書を受け取っていない場合は、20日を過ぎた後でも可能です。仮想通貨に関する取引には詐欺的な投資話もあるので注意が必要です。知人や友人からの誘いであっても、取引の内容に不安がある場合は契約しないでください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## コインパーキングの料金表示に注意

**Q** いつも利用している1日最大1,000円のコインパーキングを年始に利用し、1日駐車しました。出口で料金の精算をしようとする1万円以上請求されたので、おかしいと思い管理業者に連絡すると「看板に正月期間などは料金設定が異なることを記載してある」と言われました。看板をよく見ると「12月31日～1月15日は60分600円」と記載がありました。料金は返金してもらえないのでしょうか。

**A** コインパーキングの料金には、休日やイベント時期によって金額が変わるもの、最大料金は1日限りとしているものなど、細かい条件が設定されている場合があります。看板に記載されている注意書きに気付かず利用してしまった場合でも、駐車した時点で利用規約に同意したと見なされるため、返金の交渉は困難です。コインパーキングを利用する場合は次の点に注意して、利用条件を事前に確認するようにしましょう。  
○最大料金が適用される時期であるかどうか

- 「1日最大〇〇円」という表記の場合の「1日限り」「〇時以降は通常料金」などの細かな料金設定の有無
- 平日・休日、イベント時期のほか、駐車スペース、時間帯などによる特別料金の有無

利用規約は駐車場内の看板に小さく記載されているなど気付きにくい場所に表示されていることもあるので、入庫後にもう一度確認しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和3年2月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 賃貸住宅の原状回復費用に注意

**Q** 5年間住んでいた賃貸アパートを退去することになり、貸し主から畳や壁紙の張り替えとハウスクリーニング代を請求されました。故意に傷をつけたり汚したりしたことはありませんが、支払わなければならないのでしょうか。

**A** 借り主は賃貸住宅を退去する際、元の状態に戻して部屋を返すという原状回復義務があります。しかし、これは入居時の状態に戻すということではありません。例えば、畳やフローリング、壁紙などに故意または不注意による傷・汚れ・破れがあったり、タバコによるにおいの付着・変色があったりした場合は借り主が費用を支払うことになりますが、時間の経過による色あせ、家具の設置による変色やへこみなどについては費用を支払う必要はありません。

また、ハウスクリーニング代については、契約書に「借り主が負担する」というような特約があっても、借り主がその内容の説明を受けて承諾をしていない限り、支払わなくてよい場合があります。

このようなトラブルを未然に防ぐために、国土交通省ホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で一般的な

基準が示されています。請求内容に納得がいけない場合は明細をもらい、ガイドラインを参考に貸し主と話し合いましょう。話し合いで解決できない場合には、民事調停や少額訴訟を利用することもできます。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和3年3月1日号

## 消費生活相談Q&A

### 新社会人を狙った訪問販売に注意

**Q** 会社の寮に住み始めたのですが、先日インターネットの回線事業者を名乗る人が訪ねてきて「インターネットを使うためには契約が必要」という説明を受けました。会社で決

められていることかと思い契約しましたが、後日、そのような取り決めはないことが分かりました。解約するために事業者に電話を掛けましたがつながりません。どうしたらよいでしょうか。

**A** 学校や会社が借り上げているマンションが寮として使われている場合、電話やインターネット回線などの設備は一括契約されているケースがあり、事前に確認する必要があります。今回は電気通信契約の初期契約解除の対象になると思われるため、契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、はがきなどの書面を記載の住所に送付することで解約できます。

このほかにも、社会経験が少ない若者に対して、契約が義務であるかのように錯覚させたり、得であると思わせたりするセールストークで、電気・ガスなどの生活に必要な契約を迫る事例があります。訪問販売や電話勧誘販売は特定商取引法で再勧誘の禁止が定められていますので「必要ありません」ときっぱり断ることが大切です。契約してしまった場合でも、相手に連絡できないからと諦めず、すぐに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## ○成田市消費生活モニター設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

### (職務)

第2条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。

- (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
- (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
- (3) 情報を提供すること。
- (4) 各種研修会等に参加すること。

### (定数)

第3条 モニターの定数は、20人以内とする。

### (任期)

第4条 モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

### (資格)

第5条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する20歳以上の消費者とする。

### (申込み)

第6条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

### (委嘱)

第7条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。

- (1) 年齢、世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
- (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

### (周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

### (解職)

第9条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

- (1) モニターが、他の市町村に転出したとき。
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- (3) 業務を怠り，又は前条の規定に違反したとき。
  - (4) その他，モニターとしてふさわしくない非行があったとき。
- (必要な措置)

第10条 市長は，モニターから報告された情報，意見等を検討し，必要があると認めるときは，必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第11条 モニターに関する庶務は，消費対策主管課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 成田市消費生活モニター設置規則(昭和56年規則第46号)に基づいてなされた申込み、その他の行為は、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

別記様式

消費生活モニター申込書

ふりがな	郵便番号 住所 ( )局 電話
氏名	
職業 年齢	
世帯主の氏名 職業	

◎該当するものを○で囲んでください。

あなたの住んでいる地域環境は	市街地・農村・住宅地・団地・その他 ( )
モニター研修会に出席できますか。	できる・できない
モニターの経験がありますか。 ある方はモニター名を記入してください。	ある・ない モニター名( )
現在婦人会等の団体に所属していますか。 いる方は団体名を記入してください。	いる・いない 団体名( )

◎家族の状況(本人を含む。)

続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業
本人					

◎応募した理由を簡単に書いてください。

---

---

---

---

---

---

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第8条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月17日成田市規則第19号

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(身分)

第3条 相談員の身分は、非常勤の特別職とする。

(定数及び任期)

第4条 相談員の定数は、5人以内とする。

2 相談員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日等)

第5条 相談員の勤務日数は、4週間を超えない期間につき1週間当たり3日以内とし、勤務時間は、1日につき6時間30分以内とする。

2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは、市長が別に定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年度消費者行政の概要

発行：成田市

編集：経済部商工課

〒286-8585

成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1622

発行日：2021.6

登録番号：成商工21-010